福島市公設地方卸売市場再整備事業に係る協定書（案）

福島市（以下「甲」という。）と事業協力者（●●●●●株式会社又は●●●●●グループ等をいう。以下「乙」という。）は、福島市公設地方卸売市場再整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、福島市公設地方卸売市場（以下「本市場」という。）で進めている再整備事業の検討において、民間事業者の専門的な知見や技術に基づく創意工夫や余剰地利活用のアイデアを積極的に取り入れ、計画から設計・建設、管理運営まで経済的で効果的・効率的な事業を推進すべく、甲乙が互いに連携し、円滑に事業推進することを目的とする。

（事業協力内容）

第２条 乙は、本協定及び「福島市公設地方卸売市場再整備事業 事業協力者募集要項」（以下「募集要項」とする。）により乙が提出した提案対応確認書等の提出資料（以下「提案対応確認書等」という。）を踏まえ、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力するものとする。

（１）施設規模の適正化（コンパクト化）
（２）将来の変化への対応（フレキシブル性）
（３）適切な温度管理の実現（コールドチェーン）
（４）配送及び作業の効率化（効率的な動線）
（５）施設仕様・要求水準の検討
（６）余剰地の有効活用
（７）敷地一体での効率的な建設・維持管理の検討
（８）一般会計からの繰出金の抑制（総務省の繰出基準等を踏まえた収支検討）
（９）最適な事業スキームの提案
（１０）場内事業者の合意形成（納得感の醸成）
（１１）事業全体のスケジュールの提案

２ 乙は、本事業の促進のため、提案対応確認書等をもとに甲と協議の上、要求水準書の検討や施設配置計画及び事業計画等の立案に協力するものとする。

３ 乙は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施に当たってはその趣旨を尊重するものとする。

４ 甲及び乙は、本協定の締結後速やかに、自己の保有する本事業に関する情報を可能な限りそれぞれの相手方に開示し、情報の共有に努めるものとする。

５ 乙が前各項に要した費用は、すべて乙の負担とする。

（本事業の推進体制等）

第３条 乙の代表構成員は●●●●●株式会社とし、甲との対応窓口となり、本事業に関する協議を円滑に進めることができるよう努めるものとする。

２ 甲は、本事業の推進のため体制を構築し、協議のための対応窓口を設置する。

（本協定の有効期間）

第４条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和９年５月３１日までとする。

２ 本事業の進捗状況が変化した場合、甲乙の協議により、有効期間を変更することができる。

（対話への協力・報告）

第５条 乙は、甲と２回程度の対話を行い、第２条の事業協力内容に沿って本事業の推進に当たり、甲に協力するものとする。

２ 甲は、乙との対話における個別のノウハウについて、原則内容を公表しないこととする。独自のアイデア又はノウハウを含む内容を、要求水準書その他の公表資料に具体的に反映し、又は場内事業者等への説明に用いる場合は、事前に乙と使用範囲及び公表方法を協議し、承諾を得るものとする。ただし、公知の情報及び甲が独自に保有又は取得した情報は、この限りでない。

（本協定の解除）

第６条 甲及び乙の責めに帰さない社会経済情勢の変化や天災地変、法令の制定改廃、その他やむを得ない事情により、甲及び乙が本事業の継続が困難であると判断した場合は、甲乙が協議し、かつ、合意した上で、本協定を解除することができる。

２ 甲又は乙は、相手方が本協定に違反した場合、その相手方に対して、期限を定めて是正するように、催告できる。これに対し、期間内に是正がなされないときは、本協定を解除することができる。

（権利譲渡の禁止）

第７条 甲及び乙は、本協定に関連して生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ又は担保に供することができない。ただし、他方当事者から書面により承諾を得た場合はこの限りでない。

（守秘義務）

第８条 甲及び乙は、本事業に関し知り得た甲又は乙の機密情報及び関係権利者の個人

情報を第三者（甲が委託する本事業に係るアドバイザリー業務受託者、追加する構成員及び対話の検討に必要な関連会社、それらと資本関係のある会社及びその法律事務等を取り扱うことについて契約している弁護士、税理士等を除く。）に開示し、又は漏洩してはならない。

２ 甲は、提案内容等へのアクセスを本事業の検討に必要な甲の担当者及び甲が契約する再整備事業アドバイザリー業務の受託者に限定し、受託者にも甲と同等の情報管理及び秘密保持を求める。

（特許権）

第９条 乙が行う、第５条で定める報告に含まれる著作物の特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として乙が負う。

（暴力団等でないことの表明等）

第１０条 甲及び乙は、それぞれ他方当事者に対し、本協定の締結日から協定の有効期間の満了の日までの間、次に掲げる事項を表明し、及び保証する。

（１）自らが暴力団、暴力団関係団体、いわゆる総会屋その他反社会的勢力又はその構成員（以下「暴力団等」という。）ではないこと。

（２）自らの役員又はこれと実質的に同等の支配力を有すると認められる社員、債権者若しくは株主等の出資者が暴力団等ではないこと。

（３）甲又は乙が本協定に基づく業務遂行のため第三者を利用する場合には、当該第三者が暴力団等でないこと。

（暴力的犯罪行為等の排除）

第１１条 甲若しくは乙について、前条第１号及び第２号の規定に反する事実が判明したとき又は甲若しくは乙が自ら若しくは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められるときは、他方当事者は、何らの通知催告を要せず本協定を解除することができる。

（１）傷害、脅迫、恐喝、器物破損、拳銃不法所持等の暴力的犯罪行為。

（２）他方当事者に対する暴力団等の威力を背景した態度、言動等。

（３）他方当事者の業務を妨害し、又はするおそれのある行為。

（４）他方当事者の名誉、信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為。

２ 前条第３号の規定に反する事実が判明した場合においては、当該第三者との関係を速やかに解消することを要求したにも関わらず、相当期間内に関係が解消されたことの証明ない場合に限り、本協定を解除することができる。

３ 前２項の規定により本協定を解除された者は、本協定の解除により生じる損害について、他方当事者に一切の賠償を請求することができないものとし、当該他方当事者は、本協定の解除により生じる損害について、当該本協定を解除された者に賠償を請求することができるものとする。

（規定外事項）

第１２条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

（合意管轄）

第１３条 本協定に関する訴訟については、本事業の対象地を管轄する裁判所第１審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を所持するものとする。

令和　年　月　日

甲　所在地　　福島市五老内町３番１号
　　氏　名　　福島市長　馬場　雄基　　印

乙（代表構成員）
所在地
商号又は名称
氏　名　　印

（構成員）
所在地
商号又は名称
氏　名　　印